

## 特例施設占有者の指定に係る審査基準の一部改正（案）について

### 1 改正趣旨

平成19年の遺失物法改正以降、拾得物の取扱件数は増加を続けており、警察及び施設占有者双方の負担も増加している実態がうかがわれます。

こうした中、特例施設占有者制度は、施設占有者による拾得物件の自己保管が可能であり、警察署等窓口への拾得物件の提出が不要となるなど、これら事務の負担軽減を図ることができます。

特例施設占有者の指定拡大は、警察及び施設占有者双方にとって遺失物に関する事務の合理化・効率化に大きく寄与するものであることから、指定に係る審査基準の一部を改正するものです。

#### 特例施設占有者制度とは

- 特例施設占有者とは、遺失物法施行令第5条第1号から第4号に掲げる施設占有者（以下「公共交通機関等」という。）と、不特定多数の者が利用する施設のうち、拾得物が多数あり、これを適切に保管するために必要な施設と人員があるとして公安委員会が指定した施設占有者とをいう。
- 特例施設占有者に指定されると、
  - ・ 拾得物を警察署長に提出せず自己で保管できる
  - ・ 警察署長へ拾得物を提出する場合、通常、拾得日から1週間以内とされているところ、2週間以内での提出が認められるなどが適用されることとなり、施設占有者の負担軽減を図る制度である。

#### お客様の利便性向上

- 特例施設占有者が拾得物を自己保管することによりお客様の利便性が向上
  - ・ 警察署では原則、土日祝日及び夜間の返還はできないが、特例施設占有者が自己保管することにより、お客様が店舗に問い合わせ、直接返還が可能となる。

### 2 審査基準改正の内容

特例施設占有者の指定に係る審査基準については、取り扱う物件の数が公共交通機関等に準じて多数に上ると認められる場合の基準を定めており、当該基準について

#### **【現行】**

「公共交通機関等における1か月間に取り扱う物件の平均的な数と同等以上」  
から

#### **【改正案】**

「公共交通機関等における1か月間に取り扱う物件の数のうち少數のものと同等以上」  
に改正する。